

参考6 国勢調査結果の活用事例

Reference 6. Usage Example of Results of Population Census

各種法令に基づく利用

1 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）

◆選挙区の改定（第3条）

衆議院議員選挙区画定審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告することとされている。

改定案の作成に当たって、各選挙区の人口は「最近の国勢調査の結果による日本国民の人口」を用いることが定められている。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）

◆地方自治法で用いる人口（第254条）

地方自治法における「人口」は「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」と定められている。

◆「人口」を要件として定めている主なもの

市となるための要件（第8条）

指定都市、中核市となるための要件（第252条の19、第252条の22）等

3 地方交付税法（昭和25年法律第211号）

◆地方交付税交付額の算定（第12条）

地方交付税交付額（普通交付税）を決める基となる地方行政に必要な各種経費の算定において、国勢調査の調査結果である「人口」、「市部人口」、「町村部人口」、「六十五歳以上人口」、「七十五歳以上人口」、「都市計画区域における人口」、「林業及び水産業の従業者数」、「世帯数」を用いることが定められている。

4 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）

◆過疎地域の認定（第 2 条）

過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」として認定されるための要件は国勢調査の結果を基にした市町村の 35 年間の人口減少率が一定の基準を超えた場合等と定められている。

5 政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）

◆政党交付金の総額等（第 7 条）

政党へ交付する政党交付金の総額を求めるために「基準日における人口（基準日の直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数をいう。）」を用いることが定められている。

※ 上記以外にも地方税法，公職選挙法，都市計画法施行令，農村地域への産業の導入の促進等に関する法律施行令，特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令，交通安全対策特別交付金等に関する政令など，多くの法令で国勢調査の結果を用いることが定められている。

行政上の施策への利用

1 少子・高齢化対策，社会保障

◆子ども・子育てビジョンの策定

人口減少社会の現状を把握するために年齢階級別人口が利用されている。

◆年金・医療費

今後の年金や医療費の負担と給付について審議する場で国勢調査の結果や国勢調査の結果を基に推計した将来推計人口が基礎資料として利用されている。

◆生き方・ライフスタイルの変化による社会福祉制度等への影響の検討

年齢階級別の未婚率が利用されている。

◆高齢者福祉問題

高齢者福祉を検討する際に一人暮らしの高齢者の数が基礎資料として利用されている。

2 防災関連

◆防災計画の策定

人口、人口密度、人口分布（都市部では昼間人口）等が基礎資料として利用されている。

◆災害復興計画の策定

東日本大震災の復興計画の立案等に資するための基礎資料として利用されている。

◆被害予測

町丁・字等データを利用した被災地の避難人口の推計に利用されている。

3 行政上の計画の策定

◆国土開発

長期的な国土づくりの指針を示す「国土形成計画」の策定や国土計画の在り方・課題を検討する国土審議会における基礎資料として利用されている。

国土利用計画法に基づく全国、都道府県、市町村計画を策定するための基礎資料として人口や小地域集計の結果が利用されている。

※ 上記以外にも労働政策，産業政策，住宅政策，環境整備など，国勢調査の結果は多方面で利用されている。

国民経済計算の推計への利用

国勢調査の調査結果による世帯数や産業別雇用者数が国内総生産（GDP）等を計算する国民経済計算の推計に用いられている。

具体的には、国民経済計算の中の経済活動別就業者数及び雇用者数は、国勢調査の結果による産業別、従業上の地位別に推計されている。

最近の白書等における分析での利用

各府省庁において行政課題とその対策を取りまとめた白書等で、人口の現状を把握する基礎データとして、国勢調査の結果が高い頻度で利用されている。例えば、「少子化社会対策白書」や「高齢社会白書」などで、我が国の少子化や高齢化の現状を国勢調査の結果を用いて分析している。

地方公共団体における利用

1 行政上の計画の策定

◆地方創生総合戦略等

地方創生総合戦略、連携中枢都市圏構想やまちづくり計画などの策定に、国勢調査の結果が男女、年齢別人口や昼夜間人口比率等が基礎資料として利用されている。

2 少子・高齢化対策、医療・福祉

◆地方における少子・高齢化対策

都道府県ごとの少子・高齢化対策の策定に男女、年齢別人口、高齢者の割合、未婚率、世帯の家族類型別の世帯数等が基礎資料として利用されている。

◆医療・福祉

保健医療計画、高齢者保健福祉計画等の策定の基礎資料として年齢、就業の状態別の人口や世帯の家族類型、親子の同居・非同居別の世帯数が利用されている。

3 地域産業の振興と雇用対策

◆過疎地域等への対策

過疎地域，中山間地域，山村，離島などの整備・振興計画策定の基礎資料として市町村別人口，年齢，産業別の人口や世帯数等が利用されている。

◆産業振興

地方自治体の産業全般の振興計画策定の基礎資料として労働力状態，産業，職業別の人口等が利用されている。

◆雇用対策

職業能力開発計画等の雇用対策を策定する際の基礎資料として就業の状態，従業上の地位，産業，職業別の人口等が利用されている。

4 防災関連

◆地域の防災計画

地域防災計画，土砂災害防止，雪対策，河川対策等の防災に関する計画の策定の対象となる地域の人口や世帯数が利用されている。

◆被害予測

大規模な地震の発生が想定される地域の自治体が策定する被害予測の基礎資料として人口や世帯数が利用されている。

5 くらし，生活全般

◆地方公共団体における住宅建設計画

住生活基本計画，住宅マスタープラン，公営住宅整備計画策定の基礎資料として住居の種類・住宅の所有関係，住宅の建て方別等の世帯数等が利用されている。

◆都市，交通

都市計画策定の基礎資料として都市計画区域内の人口や世帯数が利用されている。また，地域の都市交通計画，交通ビジョンや道路整備計画等の基礎資料としても常住地又は従業地・通学地による人口が利用されている。

学術研究等への利用

◆将来人口，世帯数の推計

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は国勢調査の結果を利用して将来人口の推計と世帯数の将来推計を行っている。将来人口の推計には男女，年齢（各歳）別人口，世帯数の将来推計には世帯主の男女，世帯主の年齢（5歳階級），世帯の家族類型別の一般世帯数等が利用されている。

◆完全生命表の作成

平均寿命等を算出するための生命表の作成に国勢調査による年齢別人口が用いられている。

他の統計への利用

◆標本調査の調査区フレーム

総務省の労働力調査や家計調査を始め，国民生活基礎調査（厚生労働省）等の各府省の統計調査の調査区フレームに利用されている。

◆標本設計

標本調査の調査客体を決定する際，国勢調査の結果を用いて標本設計が行われている。

◆他の統計で推計をする際のベンチマーク（指標）

標本調査で調査結果を推計する際のベンチマーク（指標）に利用されている。